

2 個別事項

① 基本構造

- 階数等 建築物については、2以上の階数でも支障ないが、敷地等の制約条件にもよるものの、処遇に係るフロアが3以上にならないことが望ましい。
- フロア 車椅子等、等の対象者も想定されることが、病棟の各フロアは基本的にバリアフリーとすることが望ましい。
- 面積 2,000㎡以上の床面積を有していれば、ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）の適用となる。
- 病床数 本病棟の運営の基本となる30床の運営病床の他、できるだけ地元に近い病棟に入院させるとい原則に沿って臨時的に入院を受け入れること等を想定とした予備病床3床を全病棟に整備する。
- ユニット数 本病棟は、基本的に急性期、回復期、社会復帰、共用（回復期と社会復帰の共用）の4つのユニットで構成し、それぞれ6床（うち予備病床1床）、14床（うち予備病床2床）、8床、5床を標準とし、急性期以外については、各病院の判断により一定の変更を認める。

※ 共用ユニットは、女性の対象者が入院する場合に、優先的に利用する（女性の入院に伴い共用ユニットを利用する他の対象者の移室も実施）ことも想定。